

高等学校等就学支援金に関する手続き（全員）

令和4年度版

高等学校等就学支援金は、高等学校教育に係る経済的負担の軽減を図るための国の制度です。

就学支援金を申請する・しないに関わらず全員が
期限までにお手続きをお願いします。

期 限：4月20日（水）まで

担当：高田高等学校 事務部会計課

1 就学支援金オンラインシステム(e-Shien)にログイン【全員】

下記の「ログイン画面」にアクセスし、「ログインID通知書」のIDとパスワードでログインしてください。

※「ログインID通知書」は紛失されないよう、**在学中3年間は大切に保管**してください。

ログイン画面



<https://www.e-shien.mext.go.jp>

2 意向登録【全員】

画面の指示にしたがい、申請をする意思が「ある or ない」の意向を登録してください。

- **申請する** → 「ある」に意向登録後、「認定申請」(裏面)へお進みください。
- **申請しない** → 「ない」に意向登録をしていただいたら、手続きは終わりです。

※詳しい操作方法については、下記をご参照ください。

- ログイン後の「ヘルプ」(PDFファイル)
- YouTubeの操作動画(文部科学省公式チャンネル)

操作動画



<https://youtu.be/mjP54vzAS3s>

申請する方は裏面へ

親権者全員(両親の場合は2名)の個人番号(マイナンバー)をお手元にご用意のうえ情報を入力し、申請完了までお進みください。

●個人番号カードをお持ちでない方

→「通知カード」や「個人番号が記載された住民票」の個人番号を入力

●個人番号カードをお持ちの方

→「個人番号カード」裏面に記載の個人番号を入力

収入状況提出方法 必須

個人番号カードを使用して自己情報を提出する

次画面で個人番号カードを使用して、収入状況(課税情報等)を取得し、提出します。個人番号カードを所有している場合に選択できます。

個人番号カードの使用について

個人番号を入力する

申請先の都道府県等で使用するため個人番号を入力します。

注意！

個人番号カードをお持ちの方も【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択せず、【個人番号を入力する】を選んでください。

くわしくは、下記のお願いをご覧ください。

申請完了までお進みいただきましたら、手続きは終わりです。

高等学校等就学支援金の申請における個人番号の入力に関するお願い

就学支援金の申請における個人番号(マイナンバー)の入力に関して、就学支援金の認定を行う三重県庁私学課より通達がありましたので、ご案内します。

申請画面の【個人番号を入力する】には「個人番号カードを所有していない場合は、こちらを選択してください。」との記載がありますが、**個人番号カードをお持ちの方も含め、原則すべての方が【個人番号を入力する】を選択**してお手続きください。【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】は、特別な事情がある場合に限りさせていただきます。

●【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択しない理由●

- ① 【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択した場合、三重県庁私学課で個人番号が得られず、保護者が1年生の4月・7月、2年生の7月、3年生の7月の4回申請をする必要があるため。(【個人番号を入力する】の場合、申請は3年間で原則1年生4月の1回のみ)
- ② 【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択した場合、マイナポータルとの連携することになるが、連携後の操作方法等、学校及び県で対応が困難であるため。
- ③ 申請後に不備等が発覚した場合、県→学校→申請者と申請を差し戻す必要があり、学校全体の認定業務に遅れが生じるため。

なお、申請画面において【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】が一番上段に設定されていますので、**個人番号カードをお持ちの方は、誤って【個人番号カードを使用して自己情報を提出する】を選択しないようお願いします。**

円滑な認定業務のため、ご理解ご協力お願いいたします。